予算決算委員会総務分科会会議録

1　期　　日　　令和４年12月７日（水）

2　会　　場　　全員協議会室

3　開会時刻　　午前９時27分
※休憩　午前10時37分～午前10時45分（８分間）

4　閉会時刻　　午前11時33分

5　出席者

主　査	寺田　幸弘	副 主 査	藤澤　恭子
委　員	草賀　章吉	委　員	山本　行男
委　員	鈴木　久裕	委　員	鷲山　記世

（当局側）　理事兼総務部長、企画政策部長、危機管理部長、
消防長、監査委員事務局参与兼局長、協働環境部長
議会事務局長、所管課長

（事務局）　議事調査係　山崎貴哉

6　審 査 事 項

・議案第119号 令和４年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について
第１条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第１款 議会費
第２款 総務費（第１項36目を除く）
第９款 消防費
第２条 債務負担行為の補正
第３条 地方債の補正
・議案第133号 掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
・議案第134号 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
・議案第135号 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正について
・議案第136号 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
・議案第137号 掛川市職員の給与に関する条例の一部改正について
・議案第138号 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
・議案第139号 掛川市税条例の一部改正について
・閉会中継続調査について

7　会議の概要　　別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和４年12月７日

市議会議長　　松　本　　均　　様

予算決算総務分科会　主査　寺　田　幸　弘

議　　事

午前　９時２７分　開議

○主査（寺田幸弘）　おはようございます。

早朝よりお越しいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

本日、当分科会に送付されました議案は、分割送付されました議案第 119号　令和 4年度掛川市一般会計補正予算（第10号）についてをはじめとして、全 8件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として 4点申し上げます。

1点目、初めに、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようお願いします。議案に関係のない質疑や意見は許可いたしませんので、御承知おきください。

2点目、次に、質疑において説明を求める場合、まずは議案、決算書等のページを示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いし、一問一答方式でお願いします。

3点目、資料配付の申出がありましたので、許可いたしましたので、お手元に配付してあります。

4点目、傍聴の申出がありましたので、主査において許可いたしました。

以上 4点でございます。

それでは、審査に入ります。

議案第 119号　令和 4年度掛川市一般会計補正予算（第10号）について、第 1条、歳入歳出予算の補正、歳入中、所管部分、歳出中、第 1款議会費、第 2款総務費（第 1項36目を除く）、第 9款消防費、第 2条債務負担行為の補正、第 3条地方債の補正を議題とします。

それでは、初めに当分科会全体に関わる人件費の補正について、大井総務部長から一括して説明をお願いします。

大井総務部長。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの総務部長の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　人事院勧告を踏まえたことということなんだけれども、それについては職員組合との交渉の状況と結論というか、妥結状況を教えてください。

○主査（寺田幸弘）　大井総務部長。

○理事兼総務部長（大井敏行）　職員組合とは私と一度、それから、市長とも一度、団体交渉をやっておりまして、この人事院勧告については、職員組合の了解は得ております。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「発言する声なし〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

なお、お願いでございますが、マスクをしておりますし、他の場所で分科会の委員が聴いておりますので、マイクを近づけて、聞きやすいようにお願いしたいと思います。

次に、当分科会にかかる電気料の補正について、都築協働環境部長から概要説明をお願いします。

都築協働環境部長。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの協働環境部長の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　傾向として、この世界的なエネルギーということで、それはそれでやむを得ないのかなと思いますけれども、今後の、こういった公共施設たくさんあるわけですから、個々の施設の契約とかできるのか、管理というか、なるべく説明をするという観点で、昨日、おとといも学校のＬＥＤ化とか、それから、動力施設のこれからどうしていくんだとか、そういったことも出ていたと思いますけれども、少し今後の、例えば予算を立てている段階での工夫点について、これは総務部長にお願いしたいと思いますが。

○主査（寺田幸弘）　大井総務部長。

○理事兼総務部長（大井敏行）　確かに、今回、11月の電気料の補正の中で、一般会計で 2億 500万円ほどの補正をさせていただきました。

施設ごとに見ると、例えば学校施設の電気料の使用量が増えている。これは、コロナ禍のときには、体育館の使用であったり、グラウンドの使用がなかったということで、照明等もあまり使わなかったという中で、今は伸びているよということになっていると思います。

今、御提案いただきましたとおり、施設によっては節電しているところもありますし、そうでないところもある。実は、今までは細目ごとの管理で、施設ごとの管理というのはしておりませんでした。今、鈴木委員からご提案があったように、施設ごとでやると、例えば節電対策ができている

施設とそうでない施設の分析等もできると思いますので、来年度の課題として、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　その辺、検討ということでなく、確実によろしくやっていただきたいと思います。

○主査（寺田幸弘）　その他、質疑はありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　お伺いしたいんですけれども、例えば、この今の補正予算、これだけエネルギーの価格が上がっているということは、それはやむを得ないと思うんですけれども、例えば、かけがわ報徳パワー㈱にしていなかったらどういう状況になったのかというのは、分かりますか。

○主査（寺田幸弘）　都築協働環境部長。

○協働環境部長（都築良樹）　基本的には、既に同じ状態だというふうに考えています。

現実的には、かけがわ報徳パワー㈱以外の電力会社の場合は、価格が高騰のあおりを受けて、価格に反映されるのが 3か月遅れになるんですけれども、その 3か月遅れの時点修正をすれば、ほぼ同じという状況にまでなってしまいました。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　もう一つ、今言われているかけがわ報徳パワー㈱は、自前の発電を持てばもっと安く保たれるというか、それを主に考えているから、これからはその自前のものも少し増やしていきたいという理解でいいんですか。

○主査（寺田幸弘）　都築協働環境部長。

○協働環境部長（都築良樹）　今考えているのは卒ＦＩＴということで、買取価格制度が終わった各御家庭の太陽光の余剰分を買うことによって、低コストで仕入れることができれば、安く売れます。

自前の発電施設をつくってしまうと、結局そこにいろんな経費も乗っかってくると、もうけも入れると高いことになりますので、今の考え方は卒ＦＩＴというものを自前の電源として確保していきたいというふうに考えています。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　ということは、このかけがわ報徳パワー㈱は間違っていたのではなくて、これからも拡大していかなきゃいけないというように判断したらよろしいんですか。

当初、随分、この組織が、仕組みが間違っているんじゃないのという話が出たような感じがするので、これはそうじゃなくて、引き続きやっていくんだと、それでちゃんと回っていくのかどうかなんですけれども。

○主査（寺田幸弘）　都築協働環境部長。

○協働環境部長（都築良樹）　これは、エコノミストもそうですし、エネルギージャーナリストも言っていますけれども、この燃料価格の高騰というのは、高止まりをするというふうに考えています。そうなってくると、価格は同じ、電気の品質は、どこで電気を買っても品質は同じ、そうすると、どこで差をつけるかというと、地域課題解決なんです。要は付加価値をどれくらいつけられるか。

かけがわ報徳パワー㈱については、もともと電気を売った利益を地域課題に回していこうという発想がありましたので、かけがわ報徳パワー㈱の事業の立てつけ自体は決して間違っていなかったということだと思います。

あとは、その地域課題解決というのをいかに見える化して、それから、今は公共施設にとどまっている電気の供給先を、広く市民の皆様にも供給をしていくかということが課題となるというふうに考えていますので、かけがわ報徳パワー㈱そのものの事業の立てつけ自体は決して間違っていなかったと考えています。

ただ、課題は、これからその地域課題解決をいかに見える化して、広く市民の皆様にお示ししていくかと、その点と、あとは、やはり経営上の問題として、従業員であるとか、今は人を雇えませんけれども、いろんな事業展開をするにはやっぱりマンパワーがいりますので、会社の経営体質の強化というのは、併せて課題というふうに認識しています。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「発言する声なし〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

続いて、担当課から所管する歳入歳出部分について、人件費を除いて説明をお願いします。

まずは財政課から説明をお願いします。

増田財政課長。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　ふるさと応援基金繰入金の充当先、改めてもう一度説明していただけますか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　寄附の申込みの項目として地震・津波対策など 8項目ございますので、その寄附の目的に応じた事業に充当させていただいております。

地震・津波対策では、今回充当したものといたしましては、木造住宅の耐震補強工事の補助事業費、保健医療の項目では、子ども医療の助成事業費、自然環境の保全及び緑化の推進では、希望の杜づくり推進費、教育・文化・振興の中では、文化ホールや美術館の経費などに充てております。

それから、産業・観光の振興では、地域経済活動活性化事業費、それから、市民活動の推進では、地区まちづくり協議会への支援費に充てております。

それから、新型コロナウイルス感染対策の中では、生活困窮者自立支援事業費の一般財源に充当させていただいております。

以上でございます。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　寄附をしてくれた人、実際にそういう細かいことまで考えて寄附していただいているかどうかは別として、経常的でもないけれども、普通の行政の運営の中で必要なところに充当してしまうと、何か寄附のありがたみが消えてしまうというのはあるので、運用は運用でそれはあるのかもしれないけれども、なるべく一つのある特定の事業へ進むというか、そういうふうな運用がいいのかなとは思うんですけれども、その辺りはどういう考え方ですか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　こちらの充当事業につきましては、寄附していただいた方に、こういった事業へ充てていますよということが、すごく分かりやすい事業といいますか、アピールできる事業を基本に考えさせていただいております。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　そもそも、ふるさと納税とは、ふるさと納税をする人は何を目的にしているのかというのは、当局としてはどういうふうな捉え方しているんですか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　掛川市への応援を目的にしていただいていると、私は理解しておりますが、もちろん返礼品の魅力ということもあろうかとは思います。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　ふるさと納税サイトなんかを見ると、結局、返礼品で税金が戻ってくるから、ほとんどもうかるよというような訴えかけなので、それぞれの市町がどんな魅力のある事業をやろうとしているかというところは、付け足しで選ぶときには、それよりも何を買おうかなと、買物の一環だというように最近思えてならないんですけれども、いかがなんですか。

そうすると、今言うなら、幾ら掛川市に魅力的なこんな事業やっていますよと言ったとしても、そんなのどこでもやっていますよということになると、あんまり魅力ないんじゃないのと、そのところでは。やっぱり返礼品に目的が行ってしまうのじゃないのかなという感じがしてならないんですけれども、いかがですか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　貴重な財源でありますので、返礼品の魅力を上げていくというのも、もちろん大事なんですけれども、こちらのホームページのサイト上で、掛川市が行っている事業のＰＲも、これからさらに磨き上げていきたいと考えております。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　ふるさと納税の額は、目標値をどこに置いているんでしたか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　今回補正させていただいた 12億円が、まずは目標で、さらに今後は、その上を目指して頑張っていくということで伺っております。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　この間、ある国会議員の話を聞いていたら、掛川市が10億円、それはひどい、少ないですねと、最低でも倍くらいなくてはという話しをしていました。

もっとそこのところ調べていただいて、もっとちょっとたくさん取っているところはどういうところなんだと、何をやっているんだろというようなことも、やっぱり研究していく必要があるんじゃないですか。私は目標は12億円が小さいと確かに思うんですよ。20億円、30億円を目指すべきじゃないかなという感じがしてならないんですけれども。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

今、ふるさと納税そのものについての話になりましたので、補正のことに少し戻させていただき

まして、補正の使い道についても伺いました。

その辺にちょっと話を戻させていただきまして、そのほか質疑はございますでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　まちづくり協議会の関係の充当はどんなふうでしたか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　まちづくり協議会に交付している支援金の事業費に充てております。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　それは特徴のある事業に対してということですか。

○主査（寺田幸弘）　増田財政課長。

○財政課長（増田忍）　まちづくり協議会の個別のこの事業というわけではなくて、支援金の全体に充てております。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員、もう少しマイクを近づけていただいたほうが聞き取りやすいと思います。すみません。

そのほか、ございますでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

次に、資産経営課の説明をお願いします。

村上資産経営課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの資産経営課の説明に対する質疑をお願いします。

〔「発言する声なし〕

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終結します。

次に、消防総務課の説明をお願いします。

小関次長兼消防総務課長。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

ただいまの消防総務課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　7番の救急の資材の関係なんだけれども、これは財源としてはコロナ対策のものを充当というか、活用できなかったのかどうか。これはこちらに聞くよりも財政課なのかもし

れないけれども。

○主査（寺田幸弘）　小関次長兼消防総務課長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸）　今回は購入する物品に該当するものがないため、補助金等は活用しないということであります。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　一般財源ということで結構です。

　ありがとうございました。

○主査（寺田幸弘）　山本委員。

○委員（山本行男）　今までの説明、物価とエネルギー高騰、消防署は今どこと契約しているんですか。

○主査（寺田幸弘）　小関次長兼消防総務課長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸）　中央消防署と南消防署はかけがわ報徳パワー㈱、西分署は中部電力と契約しています。

○主査（寺田幸弘）　山本委員。

○委員（山本行男）　2つはかけがわ報徳パワー㈱、 1つは中部電力、この判断はどういうふうにやっているんですか。

　例えば、私たち素人が見ると、まとめて一つの契約にしてやったほうが安く上がるんじゃないかと思ったりするところあると思うんです。

○主査（寺田幸弘）　小関次長兼消防総務課長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸）　西分署は、使用する電力量が少なく低圧のため、中部電力と契約しています。

　以上です。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　9番の消防団の電気代の話なんですけれども、これは、各消防団が払っているものに対して、後で精算するときに数字に入れるということなのか、直接本署でやっているのか、どちらなんですか。

○主査（寺田幸弘）　小関次長兼消防総務課長。

○消防次長兼消防総務課長（小関直幸）　消防本部で一括して支払いしています。消防団についても、中部電力と契約しています。

　以上です。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、質疑を終結します。

次に、企画政策部ＤＸ推進課の説明をお願いします。

中村課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの、ＤＸ推進課の説明に対する質疑をお願いします。質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この窓口は結構にぎわっているというか利用されていて、それはそれでいいことだと思うんですけれども、現在どのくらいの方がつくられたのかというのが分かれば教えてください。

○主査（寺田幸弘）　現時点での申請数ということですか。

○委員（鈴木久裕）　ここでこのサービスを利用した方。

○ＤＸ推進課長（中村光宏）　窓口を利用した方ということですね、分かりました。

○主査（寺田幸弘）　中村課長。

○ＤＸ推進課長（中村光宏）　10月末までになりますけれども、実際には昨年の 3月からスタートしておりまして、累計で10月末で利用者数が 1万 6,385人、対応件数としては 3万 4,495件、そのうち、ポイントに関するものは 1万 1,960件となっております。

○主査（寺田幸弘）　そのほか、質問、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、質疑を終結します。ありがとうございました。

同じく企画政策部市民課の説明をお願いします。

市民課、岡田課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの市民課の説明に対して、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　マイナンバーカードをつくる委託業者と、いわゆるマイナポイントの説明をしたり、手続をやってくれるところがあるじゃないですか。その会社は別なんでしょうか。

○主査（寺田幸弘）　岡田課長。

○市民課長（岡田正浩）　マイナンバーカードの申請受付につきましては、職員が行っています。

マイナポイントの関係については、委託業者が行っております。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　マイナポイントの委託業者の対応が市民に対して非常にいいという評判なんですよ。一方窓口の方は、どうもつっけんどんだと、冷たい顔をしていると、こういう評判があるので、ここは一考していただいたほうがいいなというふうに思います。

今、マイナンバーカードの普及はどのくらいいきましたか。

○主査（寺田幸弘）　岡田市民課長。

○市民課長（岡田正浩）　令和 4年11月27日現在で申請率は 68.22%、交付率は 56.58%となっております。

○主査（寺田幸弘）　そのほか、質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　ちょっと40ページの数字が分からないんですが、補正額は、個人番号カード関連事務について、委託料は 790万円増えているけれども、人件費が減って、それで、今回の補正額が 1,283万 5,000円、人件費の補正のほかというふうな記載なんだけれども、この数字の出し方は、この資料の12番の補正額の数字は、どういう計算でこうなったんでしょうか。

○主査（寺田幸弘）　岡田市民課課長。

○市民課長（岡田正浩）　マイナンバー関連の人件費ですが、本庁が当初 5名のマイナンバーカードの事務員だったんですけれども、それを 6名にさせていただきました。大東支所につきましては、当初は 1名で、午前 9時から 午後 4時までだったんですが、フルタイムになりました。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この戸籍住民基本台帳費の中の一般職給与費とは別に、これはつけているということなんですか。

○主査（寺田幸弘）　岡田市民課課長。

○市民課長（岡田正浩）　そのとおりです。

○主査（寺田幸弘）　そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、質疑を終結します。ありがとうございました。

次に、危機管理部危機管理課の説明をお願いします。

赤堀危機管理課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの危機管理課の説明に対する質疑をお願いします。質疑はありませ

んか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この補正にかかるもので同報無線の子局は何局あるんですか。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　298でございます。

○主査（寺田幸弘）　298ということで、よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　参考までに、この 298か所は一括契約なのか。それぞれの子局ごとに契約なされているのか。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　子局ごとの契約で、月 3回検針を行って請求をいただいているところであります。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　月 3回というのは、 298か所を月 3回に分けて 1回は99か所とかそういうことなのか、今の御説明は意味が分からない。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　検針日が 3回ございまして、おおむね大東、大須賀、掛川という 3回に分かれて請求をいただいております。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　一括契約でしたよね。聞き逃してしまいました。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　個別契約でございます。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

山本委員。

○委員（山本行男）　私そんなに、一個一個は莫大なお金かかっているとは思わないけれども、こういう個別の電気というよりも、一括的な契約というのはできないんですか。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　一括契約というのはなかなか難しく、それぞれの施設の子局ごと契約はしてございます。

○主査（寺田幸弘）　山本委員。

○委員（山本行男）　難しい、それは何でというのを聞いているんだけれども、その難しさがちょっと分からない。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　それぞれの施設ごとに電気のメーターがついてございまして、どれだけの電気料をつかったか、それに伴って請求をいただいているということでございます。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　例えばこの 298か所で、大体同じような内容のことを同じように放送するもので、全部同じような電気料になるとは思うんだけれども、そういうところで、本当に細かいことになるけれども、 1か所だけ非常に多いとか、消費量が、そういったようなことがあったことはあるかどうか、ちょっとその辺を聞かせてください。

○主査（寺田幸弘）　赤堀危機管理課長。

○危機管理課長（赤堀義幸）　1つの子局が突出して金額が多くなるということはございません。ただ、エリアごとにも放送できますので、その使う頻度によっては多少の価格の変動がございます。

○主査（寺田幸弘）　そのほか、質疑はありますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　さっき草賀委員のおっしゃったかけがわ報徳パワー㈱の事業の立てつけがどうだったのかということについて、立てつけ自体は間違っていなかったというのはそのとおりだと思いますけれども、ただ当初のときに、エネルギーの地産地消ということを前提にして、地域の人からほかの電力会社よりは少し高く買い、さらに自前の所を安く売って、ウィン・ウィンの関係をつくり、なおかつ、その利益で地域課題の解決に使っていくというという事業の流れがあって、昨年度の段階で、とにかく供給先を市の施設ほとんど変えたけれども、自前の電源をちゃんとやるということをしなかった。さっき言った卒ＦＩＴとかをちょっとずつでもいいから重ねて、地産のものをちゃんと買って、そういう関係をつくらなかったんです。そこは、全く手順を間違えていて、最初の段階ではやっぱり間違っていたと思うんですよ、やり方が。

でも、今は少し修正して、卒ＦＩＴに取り組むというふうにしたので、私自身は今後の成果に期待して、当初の理念のとおりにいくことを期待したい。だから、間違っていたということではないと私も思います。ただ、やり方、手順が勇み足を踏んだ。成果を急ぎ過ぎたということ。

○主査（寺田幸弘）　今の鈴木委員からの意見に対して、意見のある方はお願いします。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　私もよく分からないんですけれども、要はこの会社が利益を上げなければ、地域還元をしようといっても、言うのは簡単だけれども、どうやってお金が浮いてくるのと。人も雇ったり、営業的な面もやったりすると、本当にこの会社は儲かって、儲かったものを、では、地域課題解決に使おうと言っているけれど、儲からなかったら、今みたいに赤字になったらどうするんだよということなので、本当に正しかったのかどうかは、私の中では分からないところがあるんですけれども。

自前で、自前の電力をまたつくる、持つというのは、確かに無理だと思うんですよね。設備投資がかかりすぎてしまって。今のところ分かっていないんですけれども。

○主査（寺田幸弘）　今のことについては。

山本委員。

○委員（山本行男）　今の議論で、私の認識だと、かけがわ報徳パワー㈱というのは、電力を売電して、その一定額、パーセントはちょっと忘れちゃったけれども、高かろうが安かろうが、一定額は、表現は悪いけれども、パチンコの玉と一緒で、利益が確保されているんですよね。そういうやり方をしていると思うんですよ、確か。

だから、今回私が非常に不満に思っているのは、もしもそれがそういうことで一定の利益があって、お客様には、ある意味大変な打撃を与えたにもかかわらず、そこは一定の利益を取りながらやっている。その会社は、そうなったときに、その利益分というのは、何で手をつけて還元したり、いろいろなことをやらなかったのかなというのは疑問を持っているというのはあって、理論的には聞こえがよくて、地産地消いいねという形を取るんだけれども、なので、実際それがどうだったのかな。

当初やったときには、こんなに早くこういう事態に陥るとは夢にも思わなかったと思うんですよ。だけれども、設立の時に、その業界のプロからはそういうこともあるよということもあったにもかかわらず、そういう方向へいってしまったということに対しては、私はいかがなものだったのかなということは思ってはいます。

○主査（寺田幸弘）　今の 3人の御意見。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　蒸し返しになるけれども、今おっしゃったのは、要は市場連動性でなくて、固定価格制を取ったので、会社は利益を実績として積むことができました。千何百万円。ただ、その分、今となっては 3か月遅れだから一緒でしょうというんだけれども、市場連動の価格によって、一時的にはかなりお客様が電気代をたくさん払うことになりましたということだと思うんですね。

それを避けるために、なるべく自前の電源を入れましょうということで、さっきの図式で言うと、例えば今、卒ＦＩＴが、中部電力が 8円だか 9円で買ってくれると。では、かけがわ報徳パワー㈱は11円で買いましょうと。お客さんは大体、さっき言ったように14円。その 3円が差益として会社がもらいましょう。そこを14円を、では、13円にしますと。そうすると、ほかの会社より買うのに安く、中部電力さんが買ってくれるよりは高く買う。卒ＦＩＴの個々の家庭の人も少し助かる、お客様も他の会社から買うより少し安く買える。両方よかったですね。さらに会社も利益が出る。それを地域課題解決に回しましょうという、そういう理想なんですよ。

だから、早くその理想に近づくために頑張っていただきたい。そうしないと、今のままで何も、結局知らないところから買うばっかりで、横に流しているというだけでは、本来の会社の意味はないですよという、そういうことだと思うんです。だから、今やっと、今からよくなっていくということに期待したいかなとは思います。

○主査（寺田幸弘）　藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子）　市民の声からすると、全く目論見が甘かったんではないかとか、いろんな声を聞きますけれども、やっぱりこういう情勢になるというのは、世界的に、当時は考えられなかったことであって、非常に画期的なことではあったかと思うんですけれども、結果こういうふうになってしまったことというのは、市民のイメージとして、結局中部電力であろうが、何であろうが、電気料の高騰はしているんですけれども、市民のイメージの中に、何やってるんだという思いがあるということは確かでありまして、そこを掛川市のために、困っているのであれば、自分たちの卒ＦＩＴをなんとか提供したいよとか、そういう方向になるように、これからの、ただ物価高騰で、電力高騰でということだけではなくて、工夫の意味でもいろいろ検討をしていただきたいというところがあるかと思いますし、市民への周知ですとか、そういった啓発なんかを積極的に行っていただいて、私も、今後に期待していきたいと思っております。

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今後への期待が、さらに今急がれていて、今、こういう世界情勢だから、ち

ょっと分かりにくくなっている。これが収まってきたときに、相変わらず前みたいな状態だとまた言われてしまうので、だから今、急いでというか、しっかり卒ＦＩＴとかそういったことに取り組んで、自前のパワー、電力を確保するというのが一生懸命やらなくてはいけないと私は思います。

○主査（寺田幸弘）　そのほか御意見ございますでしょうか。鷲山委員、よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　ただいま、かけがわ報徳パワー㈱の在り方について、世界情勢の急激な変化によって、全ての電力が上がったわけでございますが、これから電源を確保することを中心によく考えていただいて、世界情勢が改善したときには、さらにかけがわ報徳パワー㈱の趣旨、設立の趣旨を考えていただいて、早急な形で市民に還元できるようなことをしてほしいと、こういうふうな意見でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今の件はそれで結構です。

それともう一つは、総務部長からお話あったように、それぞれの施設について、予算の枠ではなくて、それぞれの施設について、ちゃんと現状を把握して、今後の節電とか色々な工夫をしていくということが意見表明としてあったので、そこは尊重して、期待をしたいというふうに思います。

○主査（寺田幸弘）　また別の観点、今、鈴木委員から、各施設についてのそれぞれの電力の状況であるとか、そういうものをしっかり把握しながら、節電に、それぞれの施設の状況を把握して欲しいという御意見でございましたけれども、そのことについて何かございますでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、そういうふうなことも盛り込んでいきたいと思います。

それでは、以上、今の 2点については、予算決算委員会へ報告をさせていただきたいと思います。そんな形でよろしいでしょうか。

〔「いいです」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　ありがとうございました。

まだありましたか。

○委員（鈴木久裕）　私が言ったというよりは、総務部長からそういう表明があったということの確認なので。

○主査（寺田幸弘）　討議という形ではなくて。

○委員（鈴木久裕）　どっちかというと質疑の中でということで。

○主査（寺田幸弘）　承知いたしました。討議の報告としてはかけがわ報徳パワー㈱のことを中心

にということで、承知いたしました。その中に、総務部長からの話があったということで、承知いたしました。

以上で討議を終結いたします。

それでは、分科会としての意見を決めたいと思います。

議案第 119号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当とすることに決定いたしました。

1時間強経ちましたので、 5分ほど休憩をさせていただきまして、10時45分に再開したいと思います。よろしくお願いします。

午前１０時３７分　休憩

午前１０時４５分　開議

○主査（寺田幸弘）　それでは、休憩前に従い、続きまして会議を再開したいと思います。

次に、議案第 133号　掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課長の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　結構複雑な制度なので、今日、もう少し分かりやすい資料が出てくるのかなと思っていたんだけれども、こういう制度をやるときに、説明の資料が非常に不親切だと思いましたけれども、いかがですか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　今回は、準則どおりという形でやらせていただいたものですから、説明資料をつけずに条例改正の説明したことについては申し訳ございません。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　もちろん、準則どおりだからいいというときと、その文言とかそういうのを換えるというときと、今回、やっぱり定年延長になって、すごく制度が大きく変わるじゃないですか。そういうときはまた別個で考えてもらわないといけないと思いますよ。

それと、ついでに言うと、来年 5月から、令和 5年度だから、実施予定のではなく、令和 5年度から実施すべく今議会に上程中のということでしょう。

○行政課長（熊切紀和）はい。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　まだ議決されていませんので、そのように説明すべきでした。定年延長制度については、10月24日に開催した全員協議会において、制度の詳細については説明済みでしたので、その点については織り込み済みという考えでおりました。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　職員の皆さんへの説明というのはどういう形で、読み上げるような形でやっているのか、このスケジュールだとかこのやり方について、少し説明してください。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　本議会で議決をいただいた後に、対象者の方に説明をさせていただき、全庁にも資料を示す予定であります。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　後でということは、では議会が議決をしないと職員の声は聞けないということですか。今、私が聞こうと思ったのは、職員のどんな反応があるのか、歓迎しているのか歓迎していないのかというぐらいのことはやっぱり議会として感じないと、我々自身の問題じゃないから、どうなのかなと思って、今、聞いていたんですけれども。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　職員組合にはこの条例改正について説明をしてありまして、異論はないといいますか、このとおりで結構ですということは確認しております。

○委員（草賀章吉）　了解しました。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、委員間討議を終結します。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 133号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当ということに決定しました。

次に、議案第 134号　掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　ないようですので、以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　それでは、委員間討議を終結します。

それでは、分科会として意思を決めたいと思います。

議案第 134号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当ということで決定しました。

次に、議案第 135号　掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　この議案の質疑ではないんですけれども、参考にお聞きしておきたい。

この特別職の給与水準というのは、本当にこの掛川市は妥当なのかどうかというのはよく分からないんですけれども、今の水準はいつから続いているのか。いつ改定がされて、以降、変わっていないとかいうのになると思うんですけれども、それともう 1つは、この近隣市との比較したときに、この特別職というのはどのような水準になっているか、そういうことがまた分かれば伺いたい。

○主査（寺田幸弘）　2点ですね。

○委員（草賀章吉）　はい。

○主査（寺田幸弘）　いつから決まってきたのか。それから、近隣市との兼ね合いということでございます。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　給与水準については、平成17年の合併時から変更はされておりません。近隣市との比較については、今、確認中です。

○主査（寺田幸弘）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　委員間討議を終結します。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 135号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当ということに決定しました。

次に、議案第 136号　掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結します。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

〔「なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　委員間討議を終結します。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 136号については、原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当とすることに決定しました。

次に、議案第 137号　掛川市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　最初のところで、 160ページの第34の第 1項の第 2号のところで、この表現は、今までは再任用職員は 1年に 1回だけ 100分の45支給していたということなのか、これは改めて 6月と12月、 2回やっていたのをちゃんと 2回だよというのを明記したのか、そこのところを伺いたい。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　第 2項の再任用職員につきましては、 6月期と12月期の同じ支給割合なので、このように規定しておりまして、今回の改正で、第 1条の改正部分では 6月期と12月期の支給割合が変わるものですから、こういう表現になっております。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　職員全般のことについて、この給料表の改正、その他、条件については職員組合との交渉状況の意見についてはどういうふうに行ったのか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　10月から職員組合とは交渉を始めまして、11月10日に、市長団交を終えています。内容につきましては妥結という形になっております。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　分かりました。それはそれで結構ですけれども、その団交とかそういう交渉の段階でどんな意見が出たのか教えていただけますか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　今回の給与改定の関係は人事院勧告どおりということで、特に意見とい

いますか、異論は出ておりません。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　その他の部分もなかったですか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　給与とは関係ないんですけれども、例えば日直業務について、今は職員が、土・日曜日、祝日２人体制でやっているんですけれども、委託化してほしいという要望がありましたので、意見がありまして、それについては来年度実施に向けて進めていこうという形になりました。委託 1人、会計年度任用職員 1人の 2人ペアで業務にあたってもらいます。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今の日直の話が出たんで、伺いますけれども、日直手当というのは幾らだったんですかね。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　1日、1人 4,500円です。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　話のついでですけれども、委託と 1人再任用を充てた場合に、どういうふうに、その辺のコストはどうなる見込みですか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　現在の職員が今やっている金額ですけれども、 110万 7,000円。警備会社に委託しますと 264万円、プラス会計年度任用職員が 194万 1,000円ですので、年間ですと 347万 4,000円ほど増ということになります。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　この場で議論する場でもないけれども、それだったら手当 4万円にしてやって、 1万 3000円とか、そういうふうにしてやれば、職員のあそこの業務が市のいろんな申請事とかも結構来るもので、研修にもなるし、結果として 4倍にもコストを上げてしまうわけですよ。そこのところが何でそういう工夫ができないのかなと非常に残念というか、もうただ事務的に切ってしまうというか、本当にそういうやり方がいいのかなとちょっと思いましたけれども。

○主査（寺田幸弘）　今日の審査の項目から少し外れる部分がありますけれども、そういうふうなことを参考にしていただきたいという御意見でよろしいですか。

　そのような形で賜りたいと思います。意見は当局からはよろしいですか。検討願うということで。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　当局側でも議論しましたが、職員組合から、コロナの予防接種対応などで出役が多い中、ぜひとも日直業務については委託化して、正規職員の出役をなくしてほしい、貴重な休みを取得させてもらいたいという強い要望が数年前からありまして、それで、今回このような形になったという経緯がございます。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　職員組合のほうの意思としてそういうことでしたら結構です。

○主査（寺田幸弘）　そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

それでは、委員間討議を終結いたします。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 137号については原案は妥当ということでよろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当ということに決定しました。

次に、議案第 138号　掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

熊切行政課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの行政課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　この任期付職員というのと、それから、後ほど出てくる特定任期付職員とはどういうふうに違いがあるのか。任期付職員というのはどういう人を想定するのかちょっと分かりにくいので、伺えますか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　任期付職員とは、専門性を備えた民間の人材を活用するため、任期を定めて採用する職員のことで、特定任期付職員とは、任期付職員のうち、高度な専門的な知識、経験または優れた見識を有する者ということです。

○委員（草賀章吉）　どこが違うのか。

○行政課長（熊切紀和）　例で言いますと、戦略監は任期付き職員で、特定任期付職員とは例えば弁護士ですとか、特定の技能、技術、経験、資格をお持ちの方を任期を定めて雇用した時に、これに当てはまります。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　ということは、特定というのは、まさに特定で、固有の技術だとか知識を持っている人ということでいいのか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　はい、そのとおりです。実際まだそういった方はいらっしゃいませんけれども、制度としてここで整備しております。

○主査（寺田幸弘）　草賀委員。

○委員（草賀章吉）　ＤＸの推進員はどっちになるのか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　ＤＸ推進員は任期付職員や特定任期付職員ではありません。非常勤の特別職となりますので。

○委員（草賀章吉）　特別職。

○行政課長（熊切紀和）　はい。

○主査（寺田幸弘）　そのほか。

　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今の関連で、教員の産休代替を雇う場合とか、それはどっちの対象になりますか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　臨時的任用職員ということになります。

○委員（草賀章吉）　臨時的任用職員。期間は決めてない。

○行政課長（熊切紀和）　教員の話なので、ちょっとこの制度とまた別の話なので。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

　そのほか質疑ありませんか。

　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　一応組合員への説明状況と反応というか、どういう対応状況になっているのか。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　先ほどの一般職の給与条例とともに、こちらも説明してございますけれども、特にこれに関して意見はございませんでした。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　ここのところまで幾つか職員の給与関係の条例を聞きましたけれども、一連の人勧とかそういった新しい制度の導入に基づくものとは思いますが、役所の職員の皆さん、働きやすいような、そういう支援をしっかりしていただければなということで、今回についてはいいと思いますけれども、そんなことをお願いしたいと思います。

○主査（寺田幸弘）　今、鈴木委員から今回の一連の改定については承諾するけれども、今後働きやすい職場の環境を整えてほしいというような御意見でございました。この御意見に対して何かございますでしょうか。

○委員（鷲山記世）　同感です。

○主査（寺田幸弘）　それでは、このようなことを予算決算委員会で報告させていただきます。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 138号については原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当とすることに決定いたしました。

次に、議案第 139号　掛川市税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、市税課の説明をお願いします。

鈴木市税課長。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの市税課の説明に対する質疑をお願いします。

質疑ありませんか。

草賀委員。

○委員（草賀章吉）　今回の税条例の一部改正は、例の台風15号を経たからこういうことを考えたといことでよろしいんですか。

○主査（寺田幸弘）　鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里）　おっしゃるとおりで、今回の台風15号において亡くなられた方等いらっしゃいますので、そちらの対応ができないことから、条例の改正を提案させていただきました。

○主査（寺田幸弘）　そのほかございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今の意地の悪い確認ですけれども、施行規則のほうにはうたってあったけれども、本則のほうにはなかったもので、今回本則のほうにも定めて整合性を図るという、そういう意味合いがあるかどうか。

○主査（寺田幸弘）　鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里）　規則に災害に関する規定はありますが、そちらに関して国が示す基準のように定められておりませんで、現在の施行規則においては今回の亡くなられた方に対する対応ができないということと、おっしゃるとおり、整合を取るということで条例にも規定させていただくということで改正をするものです。

○主査（寺田幸弘）　鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今回の本則を改正して、では、施行規則のほうもいろんな基準に、国の基準とかそういったのと合わせるようなこともしていくと、そういうことでいいですか。

○主査（寺田幸弘）　鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里）　規則のほうも改正をさせていただきたいと思います。本日、条例改正のあらましの 1ページ目の参考の 1のところに、②の減免割合の（案）というふうに表示をしているところがありますが、こちらの規定に合わせて規則のほうも改正を図っていきたいと考えております。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

そのほか質疑はありませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　ごめんなさい、いいです。

○主査（寺田幸弘）　よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　今度、今までは毎年度減免の申請が必要だったけれども、今回は同じ事由だったら続けていいよというふうにしていくと。簡便にすると、そういう解釈ですか。

○主査（寺田幸弘）　鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里）　障がい者等の申請に来る方の負担が大きいということから、申請事由に

変更がない場合は、記載したものをそのまま有効とさせていただくというような対応をさせていただきます。

○主査（寺田幸弘）　よろしいでしょうか。

そのほか質疑ございますか。

以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕）　減免の割合とかは規則の中で細かく定めてになると思いますけれども、実態に合わせて被災者に寄り添った形でやっていただければなというふうには思っています。

○主査（寺田幸弘）　ただいまの市民に寄り添った形で改正を進めていただければという御意見でございました。

この意見に対して何か御意見ありますでしょうか。

それでは、今の意見、討議を予算決算委員会の報告の中に加えたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、討議を終了したいと思います。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第 139号については原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　原案は妥当とすることに決定いたしました。

大井総務部長。

○理事兼総務部長（大井敏行）　先ほどボーナスの関係で質疑があって、一部保留になった部分があると思いますので、その分をお答えしたいと思います。

○主査（寺田幸弘）　熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和）　特別職の給与水準については、平成21年の特別報酬審議会で、リーマンショックの関係で減額するという、そういった話があったこともありますが、平成17年の合併時から金額自体は変わっておりません。それと、期末手当の支給率について近隣との比較といいますか、状況ですけれども、人口規模を基にした類似団体との比較では、全国平均が支給率3.71月に対して、掛川市は 4.3月と高いわけなんですけれども、近隣の類似団体である藤枝市、焼津市と同じ水準であり、妥当と考えております。

以上です。

○主査（寺田幸弘）　保留になっていました説明をしていただきました。ありがとうございました。

今回総務分科会に送付されました審査は以上でございます。

次に、その他に入りたいと思います。

その他、皆さんからございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（寺田幸弘）　以上で予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

御苦労さまでございました。

引き続き総務委員会を第 3委員会室で開催したいと思います。開始時間はあと 5分後、11時40分からとしたいと思います。よろしくお願いします。

午前１１時３３分　散会